



平成18年度 保育サービス 第三者評価の結果

市では、市内の保育所・公立幼稚園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さんに対する情報提供のため、保育サービス評価を行っています。

保育サービス評価委員会による平成18年度の評価結果がまとまりましたので公表します。

評価結果は、市役所こども育成グループ、各保育園・幼稚園、各児童センターの窓口、市公式ホームページで閲覧できます。

問合せ先

こども育成グループ
☎52-11111（内線363）

国保・年金

国民健康保険税

（国保税）の

第1期・第2期は 仮算定の税額です

平成19年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成18年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。これを仮算定といいます。

仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬にお届けする予定です。

もし、平成19年度の国保税が平成18年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができまますので、市役

所市民窓口グループまで問い合わせてください。

問合せ先
市民窓口グループ
☎52-11111（内線216・219）

国民健康保険

一部負担金の減免・ 徴収猶予について

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、医療機関窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などされる制度を国民健康保険法に基づき実施しています。

対象となる方は、次のとおりです。

対象となる方

- ・一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要がある認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

- ① 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき、心身障害者となった、または資産に重大な損害を受けたとき。

けたとき。

- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作で収入が著しく減少したとき、事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次の方は、一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方

② 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

* * * * *
生活が困難になった方は、市役所1階市民窓口グループ/国民健康保険担当へお気軽にご相談ください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111（内線216・219）

国民健康保険

加入者の皆さんへ

◆4月1日から、70歳未満の方が入院したときの高額療養費の支給方法が一部変わります

1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、定められた限度額（所得に応じて異なります）を超えた分は高額療養費として後日申請により支給され

ていましたが、4月1日から、あらかじめ限度額認定証の交付を受けることにより医療機関の窓口での自己負担額が限度額まで（高額療養費分については、国民健康保険から直接医療機関へ支払います）となります。

入院される場合は、忘れずに限度額認定証の交付を申請するようしてください。申請されないと、これまでどおりいったん自己負担額を全額お支払いいただき、後日高額療養費の支給申請手続きをしていただくこととなります。

※滞納のない世帯に限度額認定証が交付されます。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111（内線219・261）

